

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名			
前	円	差引当期税額基準額残額 (8)-(9)-(16)	19	円
期		繰越税額控除限度超過額 (30の計(総額+特別))	20	
繰		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額 (27の①)≦(29の②)の場合は0)	21	
越		法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「6の②」+「7の②」)	22	
分		当期繰越税額控除額 (21)-(22)	23	
	0.1	法人税額の特別控除額 (11)+(18)+(23)	24	
特別試験研究費の額の明細				
試験研究費の額		特別試験研究の内容	特別試験研究費の額	
平均売上金額 (別表六(九)「5」)		25	26	
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$			円	
係る税額控除割合 (3) ≥ 10% の場合			計	
係る税額控除割合 (3) < 10% の場合 $(3) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)		繰越税額控除の計算に関する明細		
税額控除限度額 (1) × (4) 又は (1) × (5)		前期超過要件に係る試験研究費の額の計算	当該事業年度 ①	前事業年度又は 前連結事業年度 ②
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)		試験研究費の額	円	円
当期税額基準額 $(7) \times \frac{20 \text{又は} 30}{100}$		$\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$		円
当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額)		改定試験研究費の額 (27) × (28)		円
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「8の②」)		事業年度又は 連結事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除 可能額
当期税額控除額 (9)-(10)		区分	30	31
特別試験研究費の額 (26の計)		総額	円	円
特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{又は} (5))$		特別		
特別研究税額控除限度額 (12) × (13)		総額		外 円
当期税額基準額残額 (8)-(9)		特別		外
当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額)		計		
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「9の②」)		総額	(6)	(9)
当期税額控除額 (16)-(17)		特別	(14)	(16)
		当期分		外
		合計		
		総額		
		特別		

別表六(六) 平二十六・四・一以後終了事業年度分

御注意

当期の試験研究費の額(「27の①」欄)が前期の試験研究費の額(前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、前期の改定試験研究費の額)、「21」欄には「0円」と記載します。以下の場合は、前期繰越分(「20」欄)を当期の法人税額から控除することができませんので御注意ください(この場合、「21」欄には「0円」と記載します)。

## 別表六（六）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項から第3項まで（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第42条の4の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。

なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。

3 「当期税額基準額  
(7) ×  $\frac{20 \text{又は} 30}{100}$ 」  
8 は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「20又は」を消し、その他の事業年度にあつては「又は30」を消します。

4 「試験研究費の額27」の各欄の記載に当たっては、試験研究費の額に措置法第42条の10第6項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）

第17条の5第1項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該試験研究費の額から措置法令第27条の10第4項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）又は第39条の44第3項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）に規定する特別償却実施額及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の5第3項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）又は第22条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額を控除した金額を記載します。

5 「翌期繰越額32」の各欄の外書には、措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（震災特例法第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は平成24年改正法附則第23条第2項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。